

# 子育てしながら働き続ける

育児休業が終わって、この春から働き始めた皆さん、仕事と子育ての両立で悩んでいませんか。誰もがいきいきと働き続けられる男女共同参画社会の実現に向けて、いろんな制度を上手く活用しましょう。



## 育児休業が終わっても子育てはまだこれから…

### 【子の看護休暇】

小学校入学前の子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に1年につき子が1人なら5日まで、子が2人以上なら10日まで、病気やけがをした子の看護、予防接種および健康診断のために休暇を取得することができます。

### 【時間外労働】

小学校入学前の子を養育する労働者から請求があった場合は、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはならないことになっています。

他にも短時間勤務制度、所定外労働の制限、深夜業の制限の制度があります。

☎市民協働課 ☎(25) 8526

## あなたの子育て応援します！ ファミリー・サポート・センター

地域の中で子育てを手伝ってほしい人と、お手伝いできる人が会員になり助け合う仕組みです。

### こんなときはご相談ください

- ・病院に行きたいけど、子どもをみてくれる人がいない。
- ・上の子の用事の時に下の子をみてほしい。など

☎高島市ファミリー・サポート・センター  
「たすけあい高島」 ☎(20) 1313

新緑の眩しい季節となりました。樹々の葉が輝くこれからの季節は、高島市の魅力が一層映える時期で、市内外から多くの方が、登山を楽しもうと高島市にいらっしやいます。中でも、マキノの愛発越から、朽木の三国岳へと至る全長80kmの高島トレイルは、テレビや雑誌等でもよく紹介され、最近注目を集めています。

今、全国各地にこうしたトレイルコースが整備されていますが、高島トレイルの人気の高いのは、関西の都市部から比較的近いながらも、日本海側と太平洋側を分ける分水嶺を縦走し、琵琶湖と若狭湾を同時に眺めることができるという、ダイナミックな景観を楽しめることです。

私自身も昨年11月に、自分の足でトレイルを歩いてみると、寒風から赤坂山にかけ

## 高島トレイルの魅力为全国に



## 市長雑記

てのコースを歩きました。日頃運動不足の身体に、5時間の歩行はこたえました。それでも、自然に親しむことで得られる爽快感は、何ものにも変え難い満足感を与えてくれるものです。

さて、トレイルを楽しめる方は、高島ならではの文化や歴史、食や周辺の観光資源にも関心をお持ちです。トレイルのコースが、元々各地域の人々で整備されてきた登山道をつなぎ合わせてきたように、トレイルの魅力を深めるには、まさに市全体の魅力をつなぎ合わせる必要があります。

今年度は、こうした高島トレイルの魅力を一層発信し、観光誘客につなげるとともに、高島ファンの開拓を図っていききたいと思います。

福井 正明

子どもの行動を見てみると、ついできていないところに目がいってしまいます。しかし、ちょっと見方をかえるだけで、叱るポイントが褒めるポイントに変わることはないでしょうか？

たとえば…

子どもがゲームをするために、散らかっているテレビの前を片づけた場合を考えてみましょう。

「自分の都合でしか動かないんだから！」と叱るところを…

「片づけてくれてありがとう。すっきりして、お母さん助かったわ」と褒めてみます。

子どもにとっては、ゲームしたさに、たまたました片づけでも、「ありがとう」と言われることで、嬉しい気持ちになります。今回はたまたました行動でも、次回からはお母さんを喜ばせようと思ってくれるようになっていきます。

感謝の気持ちを伝えると、自分も周りも幸せな気持ちになります。家庭の中で「ありがとう」を使う機会を増やしていきたいでしょう！

☎子ども家庭相談課 ☎(25) 8517



# 「ありがとう」は魔法の魔法

## おかあさんありがとう & 滋賀ゆるキャラまつり

県内の母子家庭の親子が集まり、子どもと一緒に競技をしたり、ゆるキャラとふれあったり、日ごろから忙しくてゆっくりできないおかあさん、お子さんと楽しい一日を…。きっと思い出に残る楽しい一日を過ごしていただけたらと思います。ぜひご参加ください!!

- 日 時 6月22日(日) 10時30分～15時
- 場 所 今津運動総合公園 サンルーフ今津
- 内 容

- 高島吹奏楽倶楽部月組ミニコンサート、親子で楽しくデカパン競争・ボール運びほか、滋賀ゆるキャラまつり(県内のゆるキャラ大集合!)、体験コーナー(みんなでバルーンアート・輪投げ・折り紙で小物作りほか)
- 対 象 県内在住の母子家庭の方
- 参 加 費 無料
- 申込締切 5月30日(金)
- 申込方法 子育て支援課まで電話でお申し込みください。\*高島市のぞみ会会員の方は直接のぞみ会へお申し込みください。

☎子育て支援課 ☎(25) 8136

平成26年度児童福祉週間(5月5日から1週間) 標語  
「そのこぼれ みるみる伸びる ぬめぬめ」

## 5月は児童福祉月間です。

子どもが心身ともに健やかに生まれ育つことは、市民すべての願いです。未来を担う子どもたちが、家庭や地域において、豊かな愛情に包まれてのびのびと育つことのできる環境づくりに取り組みましょう。